



来週の投資戦略 (7/3-7)

短観発表から始まる

2023年7月2日

小松 徹

注目事項 — 見所

- 7月3日、6月の日銀短観 — 大企業製造業の業況判断指数、現状3、先行き4?
- 7月5日、米連邦公開市場委員会 (FOMC) 議事要旨 — 再利上げの議論は?
- 7月7日、6月の米雇用統計 — 平均時給、前年比+4.2%?

株式市場見通し

先週のわが国市場は続落して始まったが、25日移動平均線にタッチすると大幅反発した。米国市場が反発していたこと、円安が進行していたこと、さらに買い遅れていた投資家が追加投資したことなどによるだろう。ところが、翌日発表された投資家別売買動向で、海外投資家が現物市場で36百億円売り越しに転じたことが分かったと、金曜日には買いの勢いが弱まった。来週の注目点は月曜日市場明け前に発表される6月の日銀短観、水曜日発表の米FOMCの議事要旨、金曜日発表の米雇用統計などである。

まず、6月の日銀短観では大企業製造業の業況判断指数 (DI) が現状3と前回の1よりも改善すると見込まれている。先行きも4と前回の3から若干改善すると見込まれている。一方、大企業非製造業DIは現状が20と前回の15よりも大きく改善するが、先行きについては22と前回の21からは大差ない。先週発表の5月の鉱工業生産指数が前月比マイナス1.6%となったように製造業は海外の需要が強くなり、頭打ち感が見られる。これに対して、国内の小売、観光、飲食などは好調であるが、人手不足が問題になっている。先行きの数値が大きく改善しないならば、株式市場への影響は大きくないだろう。

さて、円安が止まらない。先週もポルトガルで開催のECBフォーラムを切っ掛けに一段と日本円が売り込まれた。わが国政府、財務省からは円安に対する警戒感が出ているが、今のところ為替介入するとの見方は少ない。前回介入時と対米ドル水準は同じだが、輸入物価が低下している点が大きく違う。ただし、日銀が金融政策決定会合でイールドカーブコントロール (YCC) の修正をすると流れは一旦止まるだろう。

最後に、先週市場をリードした産業革新投資機構 (JIC) のJSR (4185) に対する公開買い付けについて、不思議なことが多い。KPAはJSRを25年以上見てきた。まず、公開買い付け (TOB) 情報が事前に漏洩した。次になぜ公的部門が突如株式市場でTOBするのか? しかも41%のプレミアムを付けて。業界再編を先導したいとジョンソンJSR社長が述べているが、そうであれば、なぜライフサイエンス事業に積極投資してきたのか? 昨年秋に話をJICに持ち掛けたということから、この件に関するインサイダーが多いと想像される。物言う株主のバリュアクトの役員が大株主として大きな役割を果たしたのだろう。ROEを10%以上にして再上場を目指すというが、半導体事業に特化すればすぐに達成できる。先週は半導体材料銘柄が全般に買われたが、今後も注目されるだろう。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。